

公開

令和7年度  
東京都信用保証補助審査会

令和8年2月12日（木曜日）

東京都産業労働局

## 令和7年度東京都信用保証補助審査会

### 1 日時及び場所

令和8年2月12日（木曜日） 10時00分～11時17分

東京都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6

### 2 出欠

出席 松田二郎会長 中澤さゆり委員  
中田たかし委員 成清梨沙子委員  
山口花委員 山手斉委員  
ゆもと良太郎委員 渡辺由佳委員

欠席

谷公代委員 服部津貴子委員

### 3 会議次第

1 開会

2 挨拶 東京都産業労働局長 田中慎一

3 審査 「東京信用保証協会の保証債務履行損失補助に係る令和7年度  
補助金の使途について」

4 答申

5 閉会

10時00分開会

○中田金融課長 それでは、定刻となりましたので、令和7年度の東京都信用保証補助審査会を開会いたします。

本日はお忙しいところを御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

お手元には議事次第、席次表、東京都知事からの諮問文の写しをお配りしております。なお、総括資料につきましては、卓上のタブレット端末を御覧ください。タブレット端末は、説明に合わせて事務局で操作し、資料を表示いたします。画面の右上にある非同期のボタンを押すことで御自身でも画面を操作いただけます。その後、同期に戻すことで説明している部分の資料に戻ります。適宜御活用いただければと思います。

次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元のタブレット端末に表示された総括資料の1ページ目でございます委員名簿を御覧ください。

まず、本審査会の松田二郎会長でございます。

○松田会長 松田です。よろしくお願いいたします。

○中田金融課長 会長につきましては既に前年の審査会で選任されてございます。

続いて委員の方々を50音順にて御紹介させていただきます。

中澤さゆり委員でございます。

○中澤委員 中澤でございます。よろしくお願いいたします。

○中田金融課長 中田たかし委員でございます。

○中田委員 よろしく申し上げます。

○中田金融課長 成清梨沙子委員でございます。

○成清委員 よろしく申し上げます。

○中田金融課長 山口花委員でございます。

○山口委員 よろしく申し上げます。

○中田金融課長 山手齊委員でございます。

○山手委員 山手です。よろしくお願いいたします。

○中田金融課長 渡辺由佳委員でございます。

○渡辺委員 渡辺です。よろしくお願い申し上げます。

○中田金融課長 続きまして、産業労働局長の田中でございます。

- 田中産業労働局長 田中でございます。よろしくお願いいたします。
- 中田金融課長 次に、本審査会の事務局を務めます金融部長の原でございます。
- 原金融部長 原でございます。よろしくお願いいたします。
- 中田金融課長 融資制度・債権管理担当課長の小野木でございます。
- 小野木融資制度・債権管理担当課長 小野木でございます。よろしくお願いいたします。
- 中田金融課長 私は本日の司会進行を担当させていただきます金融課長の中田でございます。よろしくお願いいたします。

次に、本審査会の定足数でございますが、総括資料の2ページでございます東京都信用保証補助審査会条例第7条第1項の規定により、定足数は委員の半数以上となっております。本日は、委員10名中7名に御出席いただいておりますので本審査会が成立しておりますことを、御報告させていただきます。

続きまして、本審査会の公開の範囲について御説明申し上げます。

本審査会における債務者別説明及びこれに関わる質疑応答部分につきましては、事業主等に係る個人情報や個別企業の事業に関する情報を含むため、総括資料の3ページでございます東京都信用保証補助審査会運営要綱第5の規定に基づき非公開とし、それ以外につきましては公開といたします。議事録及び資料につきましても同様の取扱いといたします。

なお、議事録の正確性を期するため速記を入れてございますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。

また、御発言の際は事務局がお渡しするマイクをお使いいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、これから先の進行につきましては松田会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松田会長 中小企業団体中央会におります松田でございます。先ほどお話しいただきましたように前回の審査会で会長に御指名をいただいております。今日は会長ということで再び務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のおります中小企業団体中央会ですが、東京にある中小企業関連の協同組合組織など大体1,700弱の組合などが入っておりまして、傘下の中小企業数は27万社ぐらいになります。日々いろいろ中小企業の厳しい状況などが刻々入ってまいります。特に最近では、働き手が不足しているということで人手不足の倒産も多いですし、また、原料価格の高騰で、それがまた価格に転嫁できないということで非常に厳しい状況が依然として続いております。また、資金繰

りということでは従来からもなかなか厳しい場面が多い企業が多いんですが、とりわけそういった状況が端的に表れておりますのが、この本審査会に出てきているような案件だろうと思います。そういう意味では私どもにとっても大変貴重な会議であると認識しております。どうぞ皆さん御協力のほどよろしくお願いいたします。

皆様方には、補助金の使途につきまして公正妥当を期するために、中小企業金融の円滑化に制度融資が果たしている役割を踏まえまして慎重な御審査をいただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

それでは、早速ですが、まず会長の代理と議事録署名人の指名をさせていただきます。

東京都信用保証補助審査会条例第5条の規定によりまして、あらかじめ会長代理を指名するということになっております。この件につきましては、東京における中核的な中小企業の支援機関であります東京都中小企業振興公社の専務理事でありまして、中小企業の支援に造詣が深い山手委員を、御指名申し上げたいと思います。

また、東京都信用保証補助審査会運営要綱第6の規定に従いまして、議事録には会長及び会長の指名する委員が署名するということになっております。これにつきましても山手委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、お手元に配付しております東京都知事からの諮問文の写しを御覧いただきたいと思っております。

本日の審査会、東京都信用保証補助審査会条例第2条の規定に基づきまして、東京信用保証協会に対し都が交付する補助金の使途について御審査いただくものでございます。

それでは、審査に入ります前に、田中産業労働局長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○田中産業労働局長 今、御紹介いただきました産業労働局長の田中でございます。本年度の東京都信用保証補助審査会の開催に当たりまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、本審査会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様方には日頃から都の産業労働行政に対しまして格別の御理解、御支援を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

それでは、座らせていただきます。

現下の中小企業を取り巻く状況を見ますと、景気が緩やかに回復基調にあるというふうに言われておりますが、先ほど松田会長からのお話にもあったとおり中小企業は、長引く物価高騰、また、人材不足や販路拡大など様々な経営課題に直面しておると認識してございます。また、

アメリカの通商政策ですとか、あと金融資本市場の変動もボラティリティーが大きくなっておりまして景気が下振れするリスクもあるという中で、地域の活力を担う中小企業に対します経営の下支え、また、持続的な成長につながる資金繰りの支援というのは、欠かせない状況だというふうに考えてございます。

こうした中、東京の経済の回復を確かなものとしていくためには、経済環境や産業構造の変化に即した対応を行っていくということが重要だと考えてございまして、具体的には、都の金融支援の中核を担う東京都制度融資におきまして東京信用保証協会が事務局となり、事業者の抜本的な経営改善と資金繰りを支援する融資メニューを拡充するなど、中小企業の経営状況に応じた金融支援の強化を図ってまいります。また、女性活躍や働き方改革などの社会課題に取り組む中小企業向けの融資メニューや構造改革による成長支援など、様々な経営課題の解決を図るためのメニューを通じまして、中小企業の事業の継続と発展を後押ししてまいりますこととさせていただきます。

本日の審査会でございますが、東京都制度融資に関しまして東京信用保証協会が行いました金融機関への代位弁済に対し、令和7年度に都が交付を予定している補助金について御審査いただくものでございます。具体的な内容は後ほど御説明させていただきますが、本補助制度は東京信用保証協会の積極的な保証を促しまして、中小企業金融の円滑化を図るための支援として大変重要な役割を果たしているというものでございます。

審査会におきましては、様々な見地から忌憚のない御意見を賜りたく存じます。

また、委員の皆様には、今後とも都の中小企業金融施策に御指導、御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

○松田会長 田中局長、ありがとうございました。

田中局長は次の公務の都合によりましてここで退席をされます。お忙しい中ありがとうございました。

○田中産業労働局長 申し訳ございません。お先に失礼します。

(田中産業労働局長 退席)

中田金融課長 ただいまゆもと良太郎委員がお越しになりましたので御紹介いたします。なお、先ほど定足数につきましては、10名中7名と申し上げましたが、8名となりましたので、御報告させていただきます。

○松田会長 ありがとうございます。

それでは、これから審査に入りたいと思います。

まず、本日の総括的な事項につきまして原金融部長から説明があります。よろしくお願ひします。

○原金融部長 金融部長の原でございます。

委員の皆様には、日頃より都の金融施策に対しまして格別の御指導、御協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

私からは、制度の概要や本日の審査につきまして総括的に御説明いたします。

着座にて御説明させていただきます。

お手元のタブレットを御覧ください。

まず初めに、「東京都中小企業制度融資の概要」につきまして御説明いたします。

制度融資は、中小企業信用保険法に基づきまして、中小企業の信用力を補完し、業況が厳しい企業の経営の安定化を図るとともに、新たな事業展開に向けた後押しを図るため、都内中小企業に対する金融機関からの資金の流れを円滑にするセーフティネットとして、極めて重要な役割を担っている制度でございます。

図を御覧ください。この制度融資は、東京都と東京信用保証協会、そして金融機関の3者が協調して資金を供給する制度でございます。

それぞれの役割ですが、保証協会は、中小企業が金融機関から融資を受ける際にその債務を保証いたします。金融機関は、都の定めた条件で運転資金や設備資金の融資を行います。万が一、借入をした中小企業が債務不履行となってしまった場合には、保証協会は中小企業に代わりまして金融機関に債務を弁済することになっております。

都は、金融機関に対する貸付原資の預託や、中小企業が保証協会に対して支払う信用保証料の補助を行うとともに、保証協会に対して、保証債務の履行によって生じた損失の一部を補助することによりまして、中小企業の負担軽減や円滑な資金調達を図っております。その中でも保証債務履行補助は、保証協会が中小企業に代わりまして金融機関に債務を弁済した金額の一部について都が補助金を交付することで、保証協会の積極的な保証を促すための支援でございます。

本日の審査会におきましては、令和7年度に保証協会に対し都が交付を予定しておりますこの保証債務履行補助金の公正性・妥当性につきまして審査をお願いするものでございます。

次に、「保証債務履行補助事業のスキーム」でございます。

本スキームは、補助金交付の時期の違いによりまして、償却時に補助を行う方式と代位弁済

時に補助を行う2つの方式がございます。今年度は償却時に補助を行うものが全体の99.9%を占めておりますので、左側の図により御説明させていただきます。

まず、中小企業が返済不能となるなど債務不履行となった場合、保証協会が金融機関に代位弁済をして、保証協会は中小企業に対する求償権を取得いたします。また、取得した求償権の一部は、中小企業信用保険法に基づき日本政策金融公庫から保険金を受け取ります。

保証協会は中小企業に対して督促、回収を続けますが、債務者が破産や民事再生などの法的な手続を実施した場合や死亡、失踪等により回収不能となった場合、あるいは保証債務の履行後5年が経過した場合などに求償権を償却いたします。

これを受けまして都は、日本政策金融公庫からの保険金で補填されなかった部分の一部につきまして保証協会に補助金を交付いたします。都におきましては、公金支出の抑制を図るため、原則として保証協会に回収努力を求めまして、求償権の償却時に補助をする方法を採用しております。

なお、下段の欄外※にございますとおり、保証協会は、都からの補助金受領後に回収金を得た場合には、都と日本政策金融公庫に対してその負担割合に応じた額を返納することとなっております。

次に、「東京信用保証協会事業概況表」を御覧ください。

保証申込、保証承諾、保証債務残高、代位弁済、回収につきまして、平成28年度からの推移をお示ししております。

まず、表頭の左から2番目、「保証承諾」の欄を御覧ください。平成30年度までは1兆1,000億円前後で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けまして令和元年度末から保証承諾額が増加し、令和2年度は約6兆3,000億円となっております。なお、この令和2年度の保証承諾額のうち、いわゆるゼロゼロ融資などの新型コロナ感染症対応融資は、約5兆6,000億円ございました。令和3年度以降は、保証承諾額はおおむね令和元年度以前の水準となっております。

保証協会におきましては、個々の保証審査について、返済能力の審査にとどまらず経営者の事業への取組姿勢ですとか経営能力などの人物把握にも努め、事業者の総合的な信用力に重点を置いて保証承諾をしております。

次に、「代位弁済」でございます。コロナ禍におきましては、国や都による各種の支援策などが講じられたため代位弁済額が低下しておりました。令和4年度以降は都内の倒産件数の増加に伴い前年比で増加に転じましたが、本年度12月末時点では再び減少しております。ただ、

足元では金融機関による貸付条件の変更、いわゆるリスクが前年比で増加しておりまして、今後の動向につきましては引き続き注視が必要であると考えております。

戻りまして一番右側の欄、「回収」でございます。保証協会は、都からの補助金受領後も中小企業からの回収を行っております。そのため、過年度に補助金を受領した分の回収額も含んだ金額となっております。

次に、「令和7年度保証債務履行補助 補助金交付申請状況表」を御覧ください。本日の審査に係る補助金交付申請の件数、金額をまとめたものでございます。

代位弁済から回収金額を控除したものが求償権残高になります。この求償権残高から日本政策金融公庫などから補填される保険金等を差し引いたものが、一番右の令和7年度補助金交付申請となります。右側最下段にありますように合計は3,741件、47億7,708万8,000円でございます。この補助金の交付申請について御審査をお願いするものでございます。

次に、「東京都信用保証補助審査会に係る事前調査実施要領」を御覧ください。本審査会に先立ちまして補助対象案件につきまして、私ども金融部職員及び外部専門家による事前調査を実施しておりますが、その調査の対象や実施方法を定めたものでございます。この事前調査につきましては、過去の本審査会における御意見のほか、法律及び会計の専門家の御意見などを参考としまして、この要領に基づき行っております。

「令和7年度補助対象案件の調査状況」により具体的に御説明いたします。本年度、調査対象となる案件は、先ほどと繰り返しになりますが、全部で1,821債務者、3,741件、47億7,708万8,000円でございます。

まず、①「東京都職員による調査」で、これら全ての案件につきまして補助金交付の対象として適合するか、昨年6月から12月にかけて調査をいたしました。具体的には、「調査項目」の欄にありますように、補助対象となる制度融資であるか、保証協会が信用保証協会法に基づき作成しております業務方法書に従い債務の保証をしているか、日本政策金融公庫の保険金の補填があるか、また、補助金の金額算定に誤りがないかなどでございます。また、案件に応じまして、保証状況、代位弁済状況、求償権の管理状況につきましてもそれぞれ確認しております。

次に、②「専門家による調査」でございます。調査の客観性・専門性を確保するため、弁護士会及び公認会計士協会からそれぞれ御推薦をいただいた、中小企業金融に精通された弁護士及び公認会計士の方々によりまして、昨年8月から12月にかけて4人体制で調査を行いました。

まず調査対象ですが、保証直後に代位弁済されているものや補助金額が高額であるものなど、

先ほど御説明した事前調査実施要領に該当するものに加え、無作為に抽出しました案件を合わせた118債務者523件を選定いたしました。

その調査方法ですが、外部専門家は資料に基づく書面調査を行いまして、その中で疑問点等について保証協会に対し文書照会を行い回答を得ております。この書面調査の結果を踏まえ、さらに詳細に聞き取る必要があるとされた案件につきましては、保証協会の各部門の実務責任者に対する対面調査を実施しております。

次に、③本日の「審査会」でございますが、これから御説明させていただきます個別の債務者の案件は、専門家による調査が行われたものの中から、補助金の使途の公正性・妥当性を御審査いただく観点から特に委員の皆様へ御説明すべき案件として専門家が選定した、25債務者、123件でございます。

以上で総括的な御説明を終了させていただきます。委員の皆様には、令和7年度の補助金の使途につきまして御審査の上、答申をいただきたいと存じます。よろしく願い申し上げます。  
○松田会長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明があったとおり審査を進めていきたいと思っております。

なお、審査に当たっては、東京都信用保証補助審査会運営要綱第2の規定によると、「会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を依頼し、意見を述べ、又は説明を行うよう求めることができる」とあります。これから事務局から説明する内容は保証協会の実務に関わる内容が含まれておりますので、東京信用保証協会の役職員を出席させ、必要に応じて説明を求めたいと思っております。

また、先ほど事務局から説明がありましたとおり、債務者別説明、それとこれに関わる質疑応答については、事業主などに関わります個人情報、あるいは個別企業の事業に関する情報というものを含みますため非公開といたします。

特に傍聴の方はいらっしゃらないですね。よろしゅうございますか。

(債務者別説明のため非公開)

○松田会長 ありがとうございます。

ここまで審査を進めてまいりました。

これより答申につきましてお諮りいたします。

令和8年1月30日付で東京都知事から諮問のございました、東京信用保証協会の保証債務履

行に対し都が交付する補助金の使途につきましては、審査会として妥当と認めるという答申にいたしたいと思います。御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長 ありがとうございます。

御異議がないようですので、そのように答申することを決定いたします。

答申文につきましては、会長である私に一任とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長 ありがとうございます。

それでは、事務局を通じまして速やかに東京都知事に提出いたしたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、長時間御審議いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審査会を閉会といたします。

ありがとうございました。

11時17分閉会